

## 秋田県建設産業担い手確保育成センター設置要綱

### (設置)

第1条 本県の建設産業の担い手の確保及び育成を推進するため、秋田県建設産業担い手確保育成センター（以下「センター」という。）を秋田県建設部建設政策課建設業班に置く。

### (業務)

第2条 センターは、建設産業団体（当該団体の構成員を含む。）、学校、公共職業訓練施設その他関係機関と連携して次に掲げる業務（以下「センター業務」という。）を行う。

- (1) 広報及びマッチングに関する業務
- (2) 女性活躍の推進に関する業務
- (3) 人材の育成に関する業務
- (4) 運営委員会及びサポート部会に関する業務
- (5) その他本県の建設産業の担い手の確保及び育成を推進するために必要な業務

### (センター長)

第3条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、秋田県建設部建設政策課長をもって充てる。

### (運営委員会)

第4条 センターに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、センター業務の企画、調整及び検証を行う。
- 3 運営委員会は、次に掲げる者で構成する。
  - (1) 秋田県建設産業団体連合会
  - (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
  - (3) 秋田県教育庁高校教育課
  - (4) 秋田県あきた未来創造部あきた未来戦略課
  - (5) 秋田県産業労働部雇用労働政策課
  - (6) 秋田県建設部建設政策課
  - (7) 秋田県建設部技術管理課
  - (8) その他関係各課又は関係機関

### (サポート部会)

第5条 センターにサポート部会を置く。

- 2 サポート部会は、次に掲げる取組に協力することができる者であって、センター長に登録の申請があったもの（以下「部会員」という。）で構成する。
  - (1) 生徒、学生又は職業訓練生（これらの者の保護者及び学校又は公共職業訓練施設の職員を含む。以下「生徒等」という。）を対象とする広報活動
  - (2) 生徒等を対象とするインターンシップ

- (3) 生徒等を対象とする講演会、見学会、研修会その他これらに類するものの開催
  - (4) 若年者及び女性が活躍できる職場づくり
  - (5) 国、県、市町村その他関係機関が実施する担い手の確保及び育成に関する調査
  - (6) その他担い手の確保及び育成に関する取組
- 3 センター長は、部会員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに担い手の確保及び育成に関する取組の概要を、秋田県公式サイト美の国あきたネットに掲載する方法その他適当と認める方法により、公表するものとする。

(事務局)

第6条 センターに事務局を置く。

- 2 事務局にセンター業務に専従する職員として担い手確保育成推進員を置く。
- 3 事務局の庶務は、秋田県建設部建設政策課建設業班において処理する。
- 4 秋田県建設部技術管理課は、事務局の運営に協力するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則 (平成29年9月1日建政-835)

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。